



栃木県公報

平成30年
3月12日(月)
号外
第8号

目次

条 例

○栃木県特別会計設置条例の一部改正	2
○栃木県青少年健全育成条例の一部改正	3
○栃木県収入証紙条例の一部改正	5

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県特別会計設置条例の一部改正（栃木県条例第1号）

- 1 栃木県馬頭最終処分場事業特別会計を廃止することとしました。（第2条関係）
- 2 施行期日等

- (1) この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。
- (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県青少年健全育成条例の一部改正（栃木県条例第2号）

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の改正に鑑み、携帯電話回線を利用してインターネットを利用できる機器の変化に対応すること等のため、次のとおり改正することとしました。

- 1 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の青少年有害情報の説明義務及び保護者の青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出に係る書面の提出義務の対象となる機器を拡大することとしました。
- 2 保護者は、青少年が特定携帯電話端末等に係る役務提供契約を締結する場合等において、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、当該申出の理由等を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならないこととしました。
- 3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、2の書面を一定期間保存しなければならないこととしました。（以上第33条の2関係）
- 4 知事は、3に違反している者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができることとしました。（第40条関係）
- 5 所要の規定の整備をすることとしました。
- 6 この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県収入証紙条例の一部改正（栃木県条例第3号）

- 1 県においても収入証紙を売りさばくことができることとしました。（第6条関係）
- 2 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとしました。
- (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 栃木県特別会計設置条例の一部を改正する条例
- 二 栃木県青少年健全育成条例の一部を改正する条例
- 三 栃木県収入証紙条例の一部を改正する条例

平成三十年三月十二日

栃木県知事 福田 隆 一

栃木県条例第一号

栃木県特別会計設置条例の一部を改正する条例

栃木県特別会計設置条例（昭和二十九年栃木県条例第三号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(特別会計の名称等) 第二条 特別会計の名称、事業の内容又は設置の理由及び歳入歳出は、次に掲げるとおりとする。				(特別会計の名称等) 第二条 特別会計の名称、事業の内容又は設置の理由及び歳入歳出は、次に掲げるとおりとする。			
名称	事業の内容又は設置の理由	歳入	歳出	名称	事業の内容又は設置の理由	歳入	歳出
略				略			
栃木県自動車取得税・自動車税納税証紙特別会計	略	略	略	栃木県自動車取得税・自動車税納税証紙特別会計	略	略	略
略				栃木県馬頭最終処分場事業特別会計	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）による廃棄物の処理に関する事業	最終処分場事業収入、一般会計歳入、附属収入	最終処分場建設費、最終処分場管理費、県債償還金、一般会計繰出金及びその他の諸支出
略				略			

附 則

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

2 栃木県馬頭最終処分場事業特別会計に係る平成二十九年度の収入及び支出並びに決算に關しては、なお従前の例による。

(財政課)

栃木県条例第二号

栃木県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

栃木県青少年健全育成条例(平成十八年栃木県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(役務提供契約に係る説明等)</p> <p>第三十三条の二 携帯電話インターネット接続役務提供事業者(青少年インターネット環境整備法第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。)又は携帯電話インターネット接続役務(同条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。)の提供に関する契約(以下「<u>役務提供契約</u></p> <p>」という。)の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理を業とする者(以下「<u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者等</u>」という。)は、<u>役務提供契約</u>(既に締結されている<u>役務提供契約</u>(以下「<u>既契約</u>」という。)の変更を内容とする契約又は既契約の更新を内容とする契約にあつては、<u>当該既契約の相手方又は当該既契約に係る携帯電話端末等</u>(同条第七項に規定する携帯電話端末等をいう。以下同じ。)の変更を伴うものに限る。以下この項及び次項において同じ。)の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をするに当たつては、<u>当該役務提供契約の当事者又は当該役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であるときは、当該青少年の保護者に対し、書面により、携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより、当該青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴する機会が生ずることその他知事が規則で定める事項を説明しな</u></p>	<p>(携帯電話インターネット接続契約に係る説明等)</p> <p>第三十三条の二 携帯電話インターネット接続役務提供事業者(青少年インターネット環境整備法第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。)又は携帯電話インターネット接続役務(同条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。)の提供に関する契約(当該契約の内容を変更する契約を含む。以下「<u>携帯電話インターネット接続契約</u>」という。)の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理を業とする者は、<u>携帯電話インターネット接続契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をするに当たつては、当該携帯電話インターネット接続契約の当事者又は当該携帯電話インターネット接続契約に係る携帯電話端末若しくはPHS端末の使用者</u>(以下「<u>携帯電話インターネット接続契約の当事者等</u>」という。)が青少年であるかどうかを確認し、<u>当該携帯電話インターネット接続契約の当事者等</u></p> <p>が青少年であるときは、当該青少年の保護者に対し、書面により、携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより、当該青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴する機会が生ずることその他知事が規則で定める事項を説明しな</p>

なければならない。

2 保護者は、その保護する青少年が役務提供契約を締結する場合又はその保護する青少年を携帯電話端末等の使用者とする役務提供契約を締結する場合において、青少年インターネット環境整備法第十五条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、当該申出の理由その他知事が規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供事業者に提出しなければならない。

3 略

4 保護者は、その保護する青少年が特定携帯電話端末等（青少年インターネット環境整備法第十六条に規定する特定携帯電話端末等をいう。以下同じ。）に係る役務提供契約を締結する場合又はその保護する青少年を特定携帯電話端末等の使用者とする役務提供契約を締結する場合（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が特定携帯電話端末等を販売する場合に限る。）において、同条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置（同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。）を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、当該申出の理由その他知事が規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。

5 第三項の規定は、前項の書面の提出を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等について準用する。

（勸告及び公表）

第四十条 知事は、第二十二條第五項、第二十三條第二項若しくは第三項、第二十四條第二項若しくは第三項、第二十七條第二項又は第三十三條の二第一項若しくは第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反している者があるときは、その者に対し、必要な措置をとるべきことを勸告することができる。

なければならない。

2 保護者は、その保護する青少年が携帯電話インターネット接続契約を締結する場合又はその保護する青少年を携帯電話端末若しくはPHS端末の使用者とする携帯電話インターネット接続契約を締結する場合において、青少年インターネット環境整備法第十七條第一項ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、当該申出の理由その他知事が規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供事業者に提出しなければならない。

3 略

（勸告及び公表）

第四十条 知事は、第二十二條第五項、第二十三條第二項若しくは第三項、第二十四條第二項若しくは第三項、第二十七條第二項又は第三十三條の二第一項若しくは第三項の規定に違反している者があるときは、その者に対し、必要な措置をとるべきことを勸告することができる。

2 略	2 略
-----	-----

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(人権・青少年男女参画課)

栃木県条例第三号

栃木県収入証紙条例の一部を改正する条例

栃木県収入証紙条例(昭和二十五年栃木県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(証紙を売りさばく者)	(指定人)
<p>第六条 収入証紙は、<u>県又は指定人(知事の指定する者をいう。以下同じ。)</u>において売りさばくものとする。</p>	<p>第六条 収入証紙は、<u>知事の指定する者(以下「指定人」という。)</u>において売りさばくものとする。</p>

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第六条の規定により指定されている者は、改正後の第六条の規定により指定された者とみなす。

(会計局)